

今年度も実施！地震の電気火災の対策に

危機管理課
直通 934-4803 内線 2553

感震ブレーカー設置費補助金をご利用ください

■概要

能登半島地震や過去の大規模地震では、多くの火災が発生しました。感震ブレーカーは、地震発生後にブレーカーを自動的に落として電気を遮断し、停電復旧時に起きる電気火災の防止に有効です。沼津市では、南海トラフ巨大地震に備えて、我が家からの電気火災を防止し、地震発生時の出火及び延焼による被害を軽減すること目的に、住宅への感震ブレーカーの購入及び設置に係る費用の一部を補助する事業を昨年度に引き続き今年度も実施します。

初年度は多くの方々にご利用いただき、令和7年度も継続して事業を実施することで、さらなる防災力の向上を目指します。

1. 令和6年度の実績

実施状況：予定件数 200 件に対して 194 件を実施（97%の実施率）

効果：補助金制度をきっかけとして多くの家庭で感震ブレーカーの設置が進み地震火災対策に対する防災意識の向上が確認されました。

地震発生時に自動的に電気を遮断



例：分電盤内蔵タイプ

2. 感震ブレーカー設置費補助金の概要

(1)対象機器：一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有する機器（分電盤内蔵タイプと分電盤後付タイプが対象）

対象：下記住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人	補助額
自ら所有又は居住する市内の住宅（賃貸住宅の場合は所有者の承諾が必要）	機器購入及び設置費の2/3 上限3万円（千円未満切捨）
自らが居住するために新築する市内の住宅	1万円

(2)申込方法：市役所5階危機管理課、各地区センター、市立図書館または市ホームページにある交付申請書に記入し、必要書類を添えて直接または郵送

(3)申請期限：令和8年1月30日（金）必着 ※予算額に達し次第終了します
※詳細は市ホームページをご覧ください。

■問合せ等 沼津市役所 危機管理課 直通 055-934-4803

地震による電気火災の対策に
補助金をご利用ください！

令和7年度 沼津市

感震ブレーカー



設置費補助金

東日本大震災における
火災発生原因の約6割が
電気関係の出火でした



能登半島地震や過去の大規模地震では、多くの火災が発生しました。感震ブレーカーは、地震発生後にブレーカーを自動的に落として電気を遮断し、停電復旧時に起きる電気火災（電気配線の損傷などが原因で発生する火災）の防止に有効です。

沼津市では、南海トラフ巨大地震に備えて、地震発生時の出火及び延焼による被害を軽減することを目的に、住宅への感震ブレーカーの購入及び設置に係る費用の一部を補助します。

対象機器

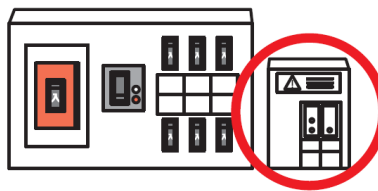
一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有する機器（右記の認証マークが目印です）



感震ブレーカーの種類



分電盤内蔵タイプ（新設又は取替）
費用の目安：約5～8万円（工事費別途）



分電盤後付タイプ（既存分電盤に追加）
費用の目安：約2万円（工事費別途）

分電盤に内蔵または後付けしたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断します。コンセントタイプ（コンセントに設置するもの）や簡易タイプ（ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを遮断するもの）は補助対象ではありません。

補助対象者・補助額等

対象：下記住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人	補助額
自ら所有又は居住する沼津市内の住宅 （賃貸住宅の場合は所有者の承諾が必要）	機器購入及び設置費の3分の2 上限30,000円（千円未満切捨）
自らが居住するために新築する沼津市内の住宅	10,000円

申請期限 令和8年1月30日（金）必着 ※予算額に達し次第終了します

補助金申請の流れは、裏面をご覧ください。1世帯1回限りの申し込みです。

申し込み・問い合わせ 沼津市役所危機管理課
〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 ☎055-934-4803

補助金申請の流れ

(1) 電気工事店へ相談・見積書を依頼

感震ブレーカーの設置には電気工事が必要です。電気工事店に設置機器、設置場所、費用等について相談し見積書を依頼してください。

電気工事店がわからない場合は、別紙資料を参考にしてください。

(新築する住宅に設置する場合は危機管理課へご連絡ください)



(2) 交付申請書・添付書類の提出 (申請期限：令和8年1月30日(金) 必着)

市役所5階危機管理課、各地区センター、市立図書館または市ホームページにある交付申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて直接または郵送により危機管理課に提出。

《添付書類》

①見積書の写し、②施工前の状況がわかる写真(現在のブレーカーの写真)

③持ち家の場合は、設置する住宅が沼津市内の住宅であることが確認できる書類

例：固定資産税納税通知書(表紙)及び課税明細書(「居宅」と表示されている部分)の写し、名寄帳の写しなど

名寄帳は市役所2階資産税課で無料で交付できます。代理人が取得する場合は委任状(様式自由)が必要です。



工事の依頼は、必ず交付決定後にしてください

(3) 交付決定通知書の受け取り・設置工事を依頼

市で書類を審査した後、交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書が届いてから電気工事店に工事を依頼してください。



(4) 実績報告書等の提出

設置工事が完了し、電気工事店への代金支払い後に下記書類を危機管理課へ提出。

実績報告書の提出期限は令和8年2月27日(金曜日)(必着)です。

《提出書類》

①補助金実績報告書、②補助金支払請求書、③設置後の感震ブレーカーの写真

④領収書の写し



(5) 市からの補助金の支払い

感震ブレーカー設置に当たっての留意点

- ・夜間等に大規模な地震が発生し、感震ブレーカーが作動した場合、照明が確保できない可能性があるため、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備する。
- ・分電盤タイプのように地震発生時に家庭内の全ての電気を遮断するものについては、生命の維持に直結するような医療用機器等への影響が考えられるため、停電に対処できるバッテリー等を備えておく。
- ・復電する場合には、事前にガス漏れ等がないことの確認や、電気製品の安全の確認を行う。
- ・設置方法や設置環境等に応じて経年劣化等が生じる恐れがあるため、定期的な点検や、必要に応じて部品等の交換が必要になる。

申し込み・問い合わせ 沼津市役所危機管理課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 ☎055-934-4803